

宇部市立厚東小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月

平成 29 年 11 月改訂

平成 31 年 4 月改訂

令和 6 年 4 月改訂

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定により、厚東小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組について定めるものです。

1 いじめ防止等のための対策に対する基本的な方針

（1）本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じるなど、著しく人権を侵害する行為です。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行います。「いじめは、人間としてぜったいに許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、本校の学校教育が示す、「自ら学びの力を高め、人間性豊かに生きる児童の育成」を基本的な考え方とし、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

（2）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行います。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 「けんか」「ふざけ合い」「からかい」「いじり」
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの認知について

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立ちます。
- 「いじめ」に該当するか否かを判断する時は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めます。
- いじめの確認と把握においては、次の点に留意します。
 - ・当該児童の表情や様子をきめ細かく観察します。
 - ・いじめられた児童の主観を確認するだけでなく、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認します。
 - ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必要に応じて、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。
 - ・「けんか」「ふざけ合い」「からかい」「いじり」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めを行います。
- インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をします。
- 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為をした児童に「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による処置も可能です。
- いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する必要があるものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとります。

(4) いじめの解消について

- 「いじめが解消している」とは次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為の止んでいる状態が相当の期間継続していること。

相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とします。

②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、

- ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認すること。

○「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察をするよう努めます。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(2) 校内体制について

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置します。この会議は、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCA サイクルによる検証等を行い、より実効性のある取組になるよう改善を図ります。

いじめ問題対策会議の構成員

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

【教職員】生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、関係教諭

【心理や福祉の専門家】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【保護者や地域住民の代表】 学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）

(3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要です。そのため「決まりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、

児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的に取り組みます。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けています。本校においても、この月間に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や児童会等による主体的な活動の充実を図ります。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

ア 小中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中連携の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、小中連携の一層の促進に努めます。

イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。

ウ 教育相談体制の充実

本校の年3回の教育相談週間を持ち帰りの「いじめアンケート」等を実施後に設定し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行います。又、週1回の「せいかつアンケート」を実施し情報を集め、情報の共有を図ります。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止・早期発見・早期対応の取組

ア 学校全体としての

い じ め の 未 然 防	① 対話を大切にする「学び合い」のある授業づくりを推進します。
	② 道徳教育を中核とした心の教育を推進します。
	③ 「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚を育成します。
	④ 「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図ります。
	⑤ 自然に触れ、集団で行動し、豊かな体験活動を経験できる集団宿泊活動等の取組を進め、子どもたちの心と体の成長を促進します。
	⑥ 集団活動が苦手な児童に対しては、人と上手に関われるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、周りの児童が集

止	団活動が苦手な児童の特性を理解し、温かく受け入れることができるような集団づくりを進めます。「ふわふわ言葉を増やし、ちくちく言葉や暴力を〇にする」ことを全校で取り組みます。 ⑦ 児童が自ら命の危機を乗り越える力、児童同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける「自殺予防教育」を導入します。 ⑧ 平成 25 年 12 月に制定した「いじめ撲滅に関する宣言」を全校での集団下校の時に唱和するとともに、宣言の内容を実践していく取組を行います。
い じ め の 早 期 発 見	① 誰にも相談できない児童がいるのではないかと認識の下、日常の観察を行います。「こころのポスト」の設置（いいことみつけ・悩み相談） ② 持ち帰りの方式の「いじめアンケート」を年 2 回実施します。 ③ 「週 1 回アンケート（せいかつアンケート）」を実施します。 ④ 教育相談期間を実施し、担任等が全児童と面談します。（年 3 回） ⑤ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチすることに努めます。特に、仲間内での言動に留意します。 ⑥ 特別支援学級に在籍する児童や発達障害などのある児童に対して、全ての教職員がその特性を理解しつつ、見守る活動を行います。 ⑦ 教育相談室等で他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できる体制を整えます。 ⑧ 休み時間の見守りや昼食時の指導等は、複数教職員で連携して行います。 ⑨ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知します。
い じ め の 早 期 対 応	※いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進します。 ① いじめの疑いが生じた場合、日常の観察やいじめの早期対応の聞き取り等により、状況等の詳細を把握します。 ② 把握した事実を基に、管理職を含めた協議の場を設定します。また、状況に応じて、臨時職員会議を開催します。 ③ いじめられている児童が相談しやすい教職員が対応を行います。 ④ 生徒指導主任等を中心とする複数の教職員が、いじめている児童の対応を行います。 ⑤ 該当学年教員等を中心とする複数の教職員が、周囲の児童の対応を行います。

	⑥担任が主に担当しますが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が、いじめられている児童の保護者へ誠意をもって対応を行います。 ⑦面談の目的・役割分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職等により、いじている児童の保護者への対応を行います。 ⑧必要に応じ、管理職、生徒指導主任等が、教育委員会、関係諸機関との協議等を行います。
--	---

イ 家庭や地域との連携

家庭との連携	○いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組みます。 ○保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを進めます。 ○学級懇談会において、いじめを題材に取り上げて話し合う場を設けます。 ○いじめ防止等について、PTA と連携した取組を進めます。 ○スクールカウンセラー等相談できる場を積極的に紹介します。
地域との連携	○定期的に学校公開日（地域参観日）を設け、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高めます。 ○児童がよく立ち寄る場所や様子を、ふれあい運動推進委員会と連携して組織的な巡回指導等を行い、学外でのいじめの早期発見に努めます。学童保育（ひだまり）とは、定期的に情報交換の場をもちます。 ○民生委員・児童委員や地域団体等からいじめと思われることがあれば、積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させます。 ○コミュニティースクール等と緊密に連携し、本校のいじめ問題解決の取組を検証し、改善を図ります。

(2) インターネットや携帯電話、通話機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応します。

4 重大事態への対応(文部科学省:「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」参照)

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたうたがいがあるとき、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、以下により調査を行います。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長に報告します。

(2) 調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進めます。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力します。

(3) 調査結果の報告

当該児童・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告します。

5 その他の留意事項

学校いじめ問題対策会議での検証により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行います。

※ 宇部市立厚東小学校「いじめ防止基本方針」は以下の方針等に準じる。

文部科学省：「いじめ防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日

(最終改定 平成 29 年 3 月 14 日)

文部科学省：「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成 29 年 3 月

国立教育政策研究所：生徒指導リーフ「いじめのない学校づくり 1・2」

県教委：「いじめ国立教育政策研究所の認知について」

県教委資料：「基本方針改定に伴う学校における留意事項」

宇部市：「宇部市いじめ防止基本方針」平成 26 年 3 月（平成 29 年 10 月改訂）

山口県：「山口県いじめ防止基本方針」平成 26 年 2 月（最終改訂平成 29 年 12 月）

